

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">(1) X i の基本使用料の適用</td> <td> <p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア) その X i が、X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (X i カケホーダイライトプランを選択する場合はケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。 (イ) その X i (ケータイパックの適用を受けていない場合に限り) が、X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。 (ウ) (略)</p> <p>ウ～セ (略)</p> <p>ソ X i シンプルプランに係る X i の契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額 (対象外機種利用料といいますが、以下この欄において同じとします。) を加算します。ただし、オの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の適用		(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア) その X i が、X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (X i カケホーダイライトプランを選択する場合はケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。 (イ) その X i (ケータイパックの適用を受けていない場合に限り) が、X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。 (ウ) (略)</p> <p>ウ～セ (略)</p> <p>ソ X i シンプルプランに係る X i の契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額 (対象外機種利用料といいますが、以下この欄において同じとします。) を加算します。ただし、オの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	(略)	(略)	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">(1) X i の基本使用料の適用</td> <td> <p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア) その X i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (ケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。 (イ) その X i (ケータイパックの適用を受けていない場合に限り) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。 (ウ) (略)</p> <p>(エ) その X i が、X i シンプルプランを選択する場合であって、共有代表回線若しくは共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) でないとき又はウルトラデータLパック若しくはウルトラデータLLパック (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するものをいいます。) 選択していないとき</p> <p>ウ～セ (略)</p> <p>ソ 当社は、X i シンプルプランに係る X i が、共有代表回線若しくは共有対象回線でなく又はウルトラデータLパック若しくはウルトラデータLLパックを選択していないことを当社が確認した場合は、その X i に係る契約者が、当社が別に定める端末設備の種類に応じて、カケホーダイライトプラン又はカケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択したものとみなして取り扱います。 タ X i シンプルプランに係る X i の契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額 (対象外機種利用料といいますが、以下この欄において同じとします。) を加算します。ただし、オの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の適用		(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア) その X i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (ケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。 (イ) その X i (ケータイパックの適用を受けていない場合に限り) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。 (ウ) (略)</p> <p>(エ) その X i が、X i シンプルプランを選択する場合であって、共有代表回線若しくは共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) でないとき又はウルトラデータLパック若しくはウルトラデータLLパック (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するものをいいます。) 選択していないとき</p> <p>ウ～セ (略)</p> <p>ソ 当社は、X i シンプルプランに係る X i が、共有代表回線若しくは共有対象回線でなく又はウルトラデータLパック若しくはウルトラデータLLパックを選択していないことを当社が確認した場合は、その X i に係る契約者が、当社が別に定める端末設備の種類に応じて、カケホーダイライトプラン又はカケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択したものとみなして取り扱います。 タ X i シンプルプランに係る X i の契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額 (対象外機種利用料といいますが、以下この欄において同じとします。) を加算します。ただし、オの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	(略)	(略)
基本使用料の適用																	
(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア) その X i が、X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (X i カケホーダイライトプランを選択する場合はケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。 (イ) その X i (ケータイパックの適用を受けていない場合に限り) が、X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。 (ウ) (略)</p> <p>ウ～セ (略)</p> <p>ソ X i シンプルプランに係る X i の契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額 (対象外機種利用料といいますが、以下この欄において同じとします。) を加算します。ただし、オの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	(略)	(略)												
区 分	料 金 額																
(略)	(略)																
基本使用料の適用																	
(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア) その X i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (ケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。 (イ) その X i (ケータイパックの適用を受けていない場合に限り) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。 (ウ) (略)</p> <p>(エ) その X i が、X i シンプルプランを選択する場合であって、共有代表回線若しくは共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) でないとき又はウルトラデータLパック若しくはウルトラデータLLパック (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するものをいいます。) 選択していないとき</p> <p>ウ～セ (略)</p> <p>ソ 当社は、X i シンプルプランに係る X i が、共有代表回線若しくは共有対象回線でなく又はウルトラデータLパック若しくはウルトラデータLLパックを選択していないことを当社が確認した場合は、その X i に係る契約者が、当社が別に定める端末設備の種類に応じて、カケホーダイライトプラン又はカケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択したものとみなして取り扱います。 タ X i シンプルプランに係る X i の契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額 (対象外機種利用料といいますが、以下この欄において同じとします。) を加算します。ただし、オの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	(略)	(略)												
区 分	料 金 額																
(略)	(略)																

(略)	(略)
<p>タ 同一暦月内において、1の契約者回線にかかる基本使用料の割引の合計額が、その暦月において適用を受ける基本使用料の額を上回る場合は、その適用を受ける基本使用料の額を上限として、基本使用料の割引を適用するものとします。</p> <p>チ F O M A に係る第 1 種契約（総合利用プランに限ります。）又は F O M A に係る第 2 種契約（限定利用プランに限ります。）の解除と同時に新たに X i 契約（総合利用プランに限ります。）を締結（その契約者との最初の締結であると当社が認める場合に限ります。）する場合は、その締結があった日を含む暦月について、F O M A に係る第 1 種契約又は F O M A に係る第 2 種契約の基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>ツ F O M A に係る第 1 種契約（データ専用プランに限ります。）の解除と同時に新たに X i 契約（データ専用プランに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に第 3（通信料）1（適用）の 8 の(2)に規定するデータ定額パックの選択又は第 3（通信料）1（適用）の 8 の(3)に共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）する場合は、その締結があった日を含む暦月について、F O M A に係る第 1 種契約の基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>テ 当社は、同一暦月内において、X i 契約者から料金種別を変更の請求があったときは、その請求があった日を含む暦月の翌暦月から適用する場合があります。</p>	
(1)の 2～4 (略)	(略)

2 (略)

第 2 付加機能使用料

- 1 (略)
- 2 料金額

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)
情報自動受信機能 (my daiz/i コンシェル)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第 3 通信料

- 1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1)～(8) (略)	(略)
(8)の 2 データ通信モードの定額通信料の適用等	ア X i 契約者は、定額通信に係る取扱い（(ア)に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。以下この欄において同じとします。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱いをいいます。） <u>、二段階定額通信に係る取扱い（(イ)の①に規定する定額通信料を支払った場合に、データ通信モードによる通信の一部に関する料</u>

(略)	(略)
<p>チ 同一暦月内において、1の契約者回線にかかる基本使用料の割引の合計額が、その暦月において適用を受ける基本使用料の額を上回る場合は、その適用を受ける基本使用料の額を上限として、基本使用料の割引を適用するものとします。</p> <p>ツ F O M A に係る第 1 種契約（総合利用プランに限ります。）又は F O M A に係る第 2 種契約（限定利用プランに限ります。）の解除と同時に新たに X i 契約（総合利用プランに限ります。）を締結（その契約者との最初の締結であると当社が認める場合に限ります。）する場合は、その締結があった日を含む暦月について、F O M A に係る第 1 種契約又は F O M A に係る第 2 種契約の基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>テ F O M A に係る第 1 種契約（データ専用プランに限ります。）の解除と同時に新たに X i 契約（データ専用プランに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に第 3（通信料）1（適用）の 8 の(2)に規定するデータ定額パックの選択又は第 3（通信料）1（適用）の 8 の(3)に共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）する場合は、その締結があった日を含む暦月について、F O M A に係る第 1 種契約の基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>ト 当社は、同一暦月内において、X i 契約者から料金種別を変更の請求があったときは、その請求があった日を含む暦月の翌暦月から適用する場合があります。</p>	
(1)の 2～4 (略)	(略)

2 (略)

第 2 付加機能使用料

- 1 (略)
- 2 料金額

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)
情報自動受信機能 (i コンシェル)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第 3 通信料

- 1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1)～(8) (略)	(略)
(8)の 2 データ通信モードの定額通信料の適用等	ア X i 契約者は、定額通信に係る取扱い（(ア)に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱いをいいます。）又は二段階定額通信に係る取扱い（(イ)の①に規定する定額通信料を支払った場合に、データ通信モードによる通信の一部に関する料金について、(イ)の②の規定によ

金について、(イ)の②の規定により算定した額を適用する取扱いをいいます。) 又は四段階定額通信に係る取扱い (X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。)) に関する料金について、その月間累計額に代えて、当該料金月における累計課金対象データ量 (クに規定する指定追加データ量、ケに規定する追加データ量及びクに規定する繰越データ量の利用に係るものを除きます。以下(ア)の表中において同じとします。)(ウ)に応じて(ウ)に規定するステップ(以下「データ量ステップ」といいます。))に係る定額通信料を適用する取扱いをいいます。)を選択することができます。この場合において、データ定額パック (定額通信に係る取扱い、二段階定額通信に係る取扱い 及び四段階定額通信に係る取扱い を総称したものをいいます。以下同じとします。) には次の(ア)から(ウ)に規定する区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

(ア) 定額通信に係るもの

1 契約ごとに

区分	定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
	<u>次の税抜額 (かつこ内は税込額)</u>		
シングルパック	ファミリーシングルパック		
	ウルトラデータLパック	(略)	
		(略)	
ビジネスシングルパック	ファミリーシングルパック		
	ウルトラデータLパック	(略)	
		(略)	

り算定した額を適用する取扱いをいいます。) を選択することができます。この場合において、データ定額パック (定額通信に係る取扱い及び二段階定額通信に係る取扱いを総称したものをいいます。以下同じとします。) には次の(ア)及び(イ)に規定する区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

(ア) 定額通信に係るもの

1 契約ごとに

区分	定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
シングルパック	<u>データSパック (小容量)</u>	<u>3,500円 (3,780円)</u>	<u>2GB</u> <u>20</u>
	<u>データMパック (標準)</u>	<u>5,000円 (5,400円)</u>	<u>5GB</u> <u>20</u>
	ウルトラデータLパック	(略)	
ビジネスシングルパック	<u>データSパック (小容量)</u>	<u>3,500円 (3,780円)</u>	<u>2GB</u> <u>10</u>
	<u>データMパック (標準)</u>	<u>5,000円 (5,400円)</u>	<u>5GB</u> <u>10</u>
	ウルトラデータLパック	(略)	

	ファミリーシェアパック			ファミリーシェアパック	シェアパック5 <u>(小容量)</u>	6,500円 <u>(7,020円)</u>	5GB	20
					シェアパック10 <u>(小容量)</u>	9,500円 <u>(10,260円)</u>	10GB	20
					シェアパック15 <u>(標準)</u>	12,500円 <u>(13,500円)</u>	15GB	20
		ウルトラシェアパック30	(略)		ウルトラシェアパック30	(略)		
	(略)		(略)		(略)			
	ビジネスシェアパック			ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	6,500円 <u>(7,020円)</u>	5GB	5
					ビジネスシェアパック10	9,500円 <u>(10,260円)</u>	10GB	10
					ビジネスシェアパック15	12,500円 <u>(13,500円)</u>	15GB	15
		ウルトラビジネスシェアパック30	(略)		ウルトラビジネスシェアパック30	(略)		
	(略)		(略)		(略)			
(イ) (略)		(イ) (略)		(イ) (略)				

(ウ) 四段階定額通信に係るもの

1 契約ごとに

区 分		データ量ステップ	定額上 限データ 量	定額通信料 (月額) 次の税抜額 (かっこ内は 税込額)	上 限 回 線 数	
シングルパック	ファミリーシングルパック	ステップ1	1GBまで	20GB	2,900円 (3,132円)	20
		ステップ2	1GBを超え3GBまで	20GB	4,000円 (4,320円)	20
		ステップ3	3GBを超え5GBまで	20GB	5,000円 (5,400円)	20
		ステップ4	5GBを超え20GBまで	20GB	7,000円 (7,560円)	20
	ビジネスシングルパック	ステップ1	1GBまで	20GB	2,900円 (3,132円)	20
		ステップ2	1GBを超え3GBまで	20GB	4,000円 (4,320円)	20
		ステップ3	3GBを超え5GBまで	20GB	5,000円 (5,400円)	20
		ステップ4	5GBを超え20GBまで	20GB	7,000円 (7,560円)	20
ファミリーシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ1	5GBまで	30GB	6,500円 (7,020円)	20
		ステップ2	5GBを超え10GB	30GB	9,000円 (9,720円)	20

		ステップ3	10GB 超え15GB まで	30GB	12,000円 (12,960円)	20
		ステップ4	15GB 超え30GB まで	30GB	15,000円 (16,200円)	20
ビジネスシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ1	5GB まで	30GB	6,500円 (7,020円)	20
		ステップ2	5GB 超え10GB まで	30GB	9,000円 (9,720円)	20
		ステップ3	10GB 超え15GB まで	30GB	12,000円 (12,960円)	20
		ステップ4	15GB 超え30GB まで	30GB	15,000円 (16,200円)	20

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。
(ア)～(ウ) (略)

ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はケータイパック（以下この欄及び(8)の3において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。

この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料、アの(イ)に係るデータ通信料、ナ及びニに規定する月間累計額の支払いを要しません。

エ～ソ (略)

タ 当社は、データ定額パック（ケータイパック、ベーシックパック及びベーシックシェアパックを除きます。）の適用を受けているX i に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GB に満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてサ及びスの規定を適用します。

ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。

チ (略)

ツ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額パックを廃止します。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ケータイパックを選択している場合であって、基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（ケー

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。
(ア)～(ウ) (略)

(エ) シングルパック（第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するウルトラデータLパック若しくはウルトラデータLLパックを除きます。）又はケータイパックを選択する場合であって、基本使用料の料金種別がX i シンプルプランを選択しているとき。

ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はケータイパック（以下この欄及び(8)の3において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。

この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料、アの(イ)に係るデータ通信料、ニ及びネに規定する月間累計額の支払いを要しません。

エ～ソ (略)

タ 当社は、データ定額パック（データSパック（小容量）及びケータイパックを除きます。）の適用を受けているX i に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GB に満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてサ及びスの規定を適用します。

ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。

チ (略)

ツ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額パックを廃止します。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ケータイパックを選択している場合であって、基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（ケー

	<p>タイ) <u>X i</u> カケホーダイライトプラン (ケータイ) <u>又はX i シンプルプラン (ケータイ) 以外となったとき。</u></p> <p>テ〜ニ (略)</p> <p>又 <u>F O M A サービス契約約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパック(以下この欄において「F O M A ベーシックパック等」といいます。)</u>を選択している契約者が、その契約の解除と同時に新たに <u>X i 契約を締結した場合であって、そのX i 契約の締結と同時にベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択したときは、当社が定める方法により、当該料金月におけるそのF O M A ベーシックパック等を選択している期間の課金対象データ量とベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している期間の課金対象データ量を合算して料金を算定します。</u></p>		<p>タイ) 又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を廃止したとき。</p> <p>テ〜ニ (略)</p>																																
(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	<p>ア〜オ (略)</p> <p>カ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者がシングルパック等 ((8)の2に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) を選択していないときは、合わせて <u>ベーシックパック</u>を選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>キ〜ハ (略)</p>	(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	<p>ア〜オ (略)</p> <p>カ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者がシングルパック等 ((8)の2に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) を選択していないときは、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>キ〜ハ (略)</p>																																
(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割プラス) の適用	<p>ア 当社は、データ定額パック (ケータイパックを除きます。) の適用を受けているX i (そのX i の契約者名義が個人であるとき及びそのX i に係る契約者がdポイントプログラム会員 (当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) であるときに限ります。) に係る定額通信料について、サービスステージ (当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。<u>この場合において、X i 契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、(8)の2の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</u></p> <p>ただし、契約者が第20条の2 (定期契約者が行うフリーコースの選択) の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="324 880 1093 1347"> <thead> <tr> <th rowspan="2">サービス ステージ</th> <th colspan="3">定額通信料の減額 (月額)</th> <th rowspan="2">(略)</th> </tr> <tr> <th><u>ベーシックシェアパック(ステップ1)</u></th> <th><u>ベーシックシェアパック(ステップ2)</u></th> <th><u>ベーシックシェアパック(ステップ3)、 ベーシックシェアパック(ステップ4)、 ウルトラシェアパック30</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2ndステージ</td> <td><u>100円</u></td> <td><u>400円</u></td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>3rdステージ</td> <td><u>200円</u></td> <td><u>600円</u></td> </tr> </tbody> </table>	サービス ステージ	定額通信料の減額 (月額)			(略)	<u>ベーシックシェアパック(ステップ1)</u>	<u>ベーシックシェアパック(ステップ2)</u>	<u>ベーシックシェアパック(ステップ3)、 ベーシックシェアパック(ステップ4)、 ウルトラシェアパック30</u>	2ndステージ	<u>100円</u>	<u>400円</u>	(略)	(略)	3rdステージ	<u>200円</u>	<u>600円</u>	(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割プラス) の適用	<p>ア 当社は、データ定額パック (ケータイパックを除きます。) の適用を受けているX i (そのX i の契約者名義が個人であるとき及びそのX i に係る契約者がdポイントプログラム会員 (当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) であるときに限ります。) に係る定額通信料について、サービスステージ (当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2 (定期契約者が行うフリーコースの選択) の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="1361 880 2123 1347"> <thead> <tr> <th rowspan="2">サービス ステージ</th> <th colspan="3">定額料の減額 (月額)</th> <th rowspan="2">(略)</th> </tr> <tr> <th><u>シェアパック5 (小容量)</u></th> <th><u>シェアパック10 (小容量)</u></th> <th><u>シェアパック15 (標準)、 ウルトラシェアパック30</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2ndステージ</td> <td><u>100円</u></td> <td><u>400円</u></td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>3rdステージ</td> <td><u>200円</u></td> <td><u>600円</u></td> </tr> </tbody> </table>	サービス ステージ	定額料の減額 (月額)			(略)	<u>シェアパック5 (小容量)</u>	<u>シェアパック10 (小容量)</u>	<u>シェアパック15 (標準)、 ウルトラシェアパック30</u>	2ndステージ	<u>100円</u>	<u>400円</u>	(略)	(略)	3rdステージ	<u>200円</u>	<u>600円</u>
サービス ステージ	定額通信料の減額 (月額)			(略)																															
	<u>ベーシックシェアパック(ステップ1)</u>	<u>ベーシックシェアパック(ステップ2)</u>	<u>ベーシックシェアパック(ステップ3)、 ベーシックシェアパック(ステップ4)、 ウルトラシェアパック30</u>																																
2ndステージ	<u>100円</u>	<u>400円</u>	(略)	(略)																															
3rdステージ	<u>200円</u>	<u>600円</u>																																	
サービス ステージ	定額料の減額 (月額)			(略)																															
	<u>シェアパック5 (小容量)</u>	<u>シェアパック10 (小容量)</u>	<u>シェアパック15 (標準)、 ウルトラシェアパック30</u>																																
2ndステージ	<u>100円</u>	<u>400円</u>	(略)	(略)																															
3rdステージ	<u>200円</u>	<u>600円</u>																																	

4thステージ	600円	800円		
プラチナ ステージ	900円	1,000円		

(イ) シングルバックに係るもの

サービス ステージ	定額通信料の減額 (月額)			
	ベーシックバック(ステップ1)	ベーシックバック(ステップ2)	ベーシックバック(ステップ3)、 ベーシックバック(ステップ4)、 ウルトラデータLパック	(略)
2ndステージ	＝	＝	(略)	(略)
3rdステージ	＝	＝		
4thステージ	＝	＝		
プラチナ ステージ	200円	600円		

イ 当社は、データ定額パック（ケータイパックを除きます。）の適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。この場合において、X i 契約者がベーシックバック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、(8)の2の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第20条の2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額通信料の減額 (月額)
------	---------------

4thステージ	600円	800円		
プラチナ ステージ	800円	1,000円		

(イ) シングルバックに係るもの

サービス ステージ	定額料の減額 (月額)		
	データSバック (小容量)	データMバック (標準) 又はウルトラデータLパック	(略)
2ndステージ	＝	(略)	(略)
3rdステージ	＝		
4thステージ	＝		
プラチナ ステージ	600円		

イ 当社は、データ定額パック（ケータイパックを除きます。）の適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第20条の2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額 (月額)
------	-------------

		<u>ベーシックシェアパック(ステップ1)</u>	<u>ベーシックシェアパック(ステップ2)</u>	<u>ベーシックシェアパック(ステップ3)</u> 、 <u>ベーシックシェアパック(ステップ4)</u> 、 ウルトラシェアパック30、 ウルトラビジネスシェアパック30	(略)			<u>シェアパック5 (小容量) 及びビジネスシェアパック5 (小容量)</u>	<u>シェアパック10 (小容量) 又はビジネスシェアパック10</u>	<u>シェアパック15 (標準)、ビジネスシェアパック15、ウルトラシェアパック30又はウルトラビジネスシェアパック30</u>	(略)
48か月超え 96か月まで		<u>100円</u>	<u>400円</u>	(略)	(略)	48か月超え 96か月まで		<u>100円</u>	<u>400円</u>	(略)	(略)
96か月超え 120か月まで		<u>200円</u>	<u>600円</u>			96か月超え 120か月まで		<u>200円</u>	<u>600円</u>		
120か月超え 180か月まで		<u>600円</u>	<u>800円</u>			120か月超え 180か月まで		<u>600円</u>	<u>800円</u>		
180か月超		<u>900円</u>	<u>1,000円</u>			180か月超		<u>800円</u>	<u>1,000円</u>		
(イ) シングルパックに係るもの					(イ) シングルパックに係るもの						
経過期間	定額通信料の減額 (月額)				経過期間	定額料の減額 (月額)					
	<u>ベーシックパック(ステップ1)</u>	<u>ベーシックパック(ステップ2)</u>	<u>ベーシックパック(ステップ3)</u> 、 <u>ベーシックパック(ステップ4)</u> 、 ウルトラデータLパック	(略)		<u>データSパック (小容量)</u>	<u>データMパック (標準) 又はウルトラデータLパック</u>	(略)			

	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>48か月超え</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>96か月まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>96か月超え</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>120か月まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>120か月超え</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>180か月まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>180か月超</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">600円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	48か月超え	-	-	96か月まで			96か月超え	-	-	120か月まで			120か月超え	-	-	180か月まで			180か月超	200円	600円	
48か月超え	-	-																					
96か月まで																							
96か月超え	-	-																					
120か月まで																							
120か月超え	-	-																					
180か月まで																							
180か月超	200円	600円																					
	<p>ウ (略)</p> <p>エ (8)の2のソの適用を受ける場合は、アの(ア)又は(イ)で規定する割引額について、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>オ イに規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算します。</p> <p>カ 当社が提供する電気通信サービス（当社が定めるものを除きます。）に係る契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときのそのX i 契約に係る経過期間は、契約の解除があったその契約を締結した日又はその契約を締結した当社が認める日を含む料金月の翌料金月（その契約を締結した日又はその契約を締結した当社が認める日が料金月の初日となる場合はその料金月）から起算します。</p> <p>キ (8)の2のナ及び(8)の2のニの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック（ケータイパックに係るものに限り。）の適用を受けているX i（経過期間が180か月を超えている場合に限り。）の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が3,900円を超える場合は、3,900円をその月間累計額とみなして取り扱います。ただし、契約者が第20条の2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p>																						
(8)の5 (略)	(略)																						
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、ケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデー</p>																						
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>48か月超え</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>96か月まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>96か月超え</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>120か月まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>120か月超え</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>180か月まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>180か月超</td> <td style="text-align: center;">600円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	48か月超え	-		96か月まで			96か月超え	-		120か月まで			120か月超え	-		180か月まで			180か月超	600円		
48か月超え	-																						
96か月まで																							
96か月超え	-																						
120か月まで																							
120か月超え	-																						
180か月まで																							
180か月超	600円																						
	<p>ウ (略)</p> <p>エ イに規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算します。</p> <p>オ 当社が提供する電気通信サービス（当社が定めるものを除きます。）に係る契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときのそのX i 契約に係る経過期間は、契約の解除があったその契約を締結した日又はその契約を締結した当社が認める日を含む料金月の翌料金月（その契約を締結した日又はその契約を締結した当社が認める日が料金月の初日となる場合はその料金月）から起算します。</p> <p>カ (8)の2のナ及び(8)の2のニの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック（ケータイパックに係るものに限り。）の適用を受けているX i（経過期間が180か月を超えている場合に限り。）の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が3,900円を超える場合は、3,900円をその月間累計額とみなして取り扱います。ただし、契約者が第20条の2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p>																						
(8)の5 (略)	(略)																						
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、データSパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料</p>																						

タ定額パックの定額通信料について、その指定 X i 等に係る I P 通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。この場合において、X i 契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、(8)の 2 の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、次表に規定する額の割引を適用します。

ただし、本割引は、1 の対象契約につき 1 の X i 又は F O M A に限り適用します。

区 分	データ量ステップ	割 引 額		
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	それ以外のもの	
シングルパック				
	ベーシックパック	ステップ1	100円	100円
		ステップ2	200円	200円
		ステップ3	500円	800円
		ステップ4	500円	800円
	ウルトラデータLパック	-	(略)	
ウルトラデータL Lパック	-			
ファミリーシェアパック				
	ベーシックシェアパック	ステップ1	500円	800円
		ステップ2	500円	1,200円

金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定 X i 等に係る I P 通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。

ただし、本割引は、1 の対象契約につき 1 の X i 又は F O M A に限り適用します。

区 分	割 引 額		
	対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	それ以外のもの	
シングルパック	データMパック（標準）	500円	800円
	ウルトラデータLパック	(略)	
	ウルトラデータL Lパック		
ファミリーシェアパック	シェアパック5（小容量）	500円	800円
	シェアパック10（小容量）	500円	1,200円
	シェアパック15（標準）	500円	1,800円

			<u>ステップ3</u>	<u>500円</u>	<u>1,800円</u>	
			<u>ステップ4</u>	<u>500円</u>	<u>1,800円</u>	
		ウルトラシェアパック30	-	(略)		
		ウルトラシェアパック50	-			
	ウルトラシェアパック100	-				
	ビジネスシェアパック					
		<u>ベーシックシェアパック</u>	<u>ステップ1</u>	<u>500円</u>	<u>800円</u>	
			<u>ステップ2</u>	<u>500円</u>	<u>1,200円</u>	
			<u>ステップ3</u>	<u>500円</u>	<u>1,800円</u>	
			<u>ステップ4</u>	<u>500円</u>	<u>1,800円</u>	
		ウルトラビジネスシェアパック30	-			
		ウルトラビジネスシェアパック50	-			
		ウルトラビジネスシェアパック100	-			
		ビジネスシェアパック50	-			
ビジネスシェアパック70		-				
ビジネスシェアパック100	-					
ビジネスシェアパック						
	ウルトラシェアパック30	(略)				
	ウルトラシェアパック50					
	ウルトラシェアパック100					
	<u>ビジネスシェアパック5</u>	<u>500円</u>	<u>800円</u>			
	<u>ビジネスシェアパック10</u>	<u>500円</u>	<u>1,200円</u>			
	<u>ビジネスシェアパック15</u>	<u>500円</u>	<u>1,800円</u>			
	ウルトラビジネスシェアパック30					
	ウルトラビジネスシェアパック50					
ウルトラビジネスシェアパック100						
ビジネスシェアパック50						
ビジネスシェアパック70						
ビジネスシェアパック100						

	ビジネスシェアパック150	-	(略)
	ビジネスシェアパック200	-	
	ビジネスシェアパック250	-	
	ビジネスシェアパック300	-	
	ビジネスシェアパック400	-	
	ビジネスシェアパック500	-	
	ビジネスシェアパック700	-	
	ビジネスシェアパック1000	-	
	ビジネスシェアパック1500	-	
	ビジネスシェアパック2000	-	
	ビジネスシェアパック3000	-	
	イ〜キ (略)		
(9)の2〜(24) (略)	(略)		

第3 2〜第7 (略)

第2表〜第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1〜17 (略)	(略)
18 情報自動受信機能 (my daiz/i コンシェル) 契約者回線に接続されている端末設備 (この機能を利用するために必要な機能を有するものに限ります。) 又は8欄に規定するspモードケータイデータ蓄積装置若しくは17欄に規定するiモードケータイデータ蓄積装置等を利用して、当社が定	(略)

	ビジネスシェアパック150	(略)
	ビジネスシェアパック200	
	ビジネスシェアパック250	
	ビジネスシェアパック300	
	ビジネスシェアパック400	
	ビジネスシェアパック500	
	ビジネスシェアパック700	
	ビジネスシェアパック1000	
	ビジネスシェアパック1500	
	ビジネスシェアパック2000	
	ビジネスシェアパック3000	
	イ〜キ (略)	
(9)の2〜(24) (略)	(略)	

第3 2〜第7 (略)

第2表〜第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1〜17 (略)	(略)
18 情報自動受信機能 (i コンシェル) 契約者回線に接続されている端末設備 (この機能を利用するために必要な機能を有するものに限ります。) 又は8欄に規定するspモードケータイデータ蓄積装置若しくは17欄に規定するiモードケータイデータ蓄積装置等を利用して、当社が定	(略)

める方法により、情報を自動的に受信できる機能をいいます。	
19～33 (略)	(略)

別表 3～9 (略)

附 則 (平成 30 年 5 月 18 日経企第 489 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 25 日から実施します。

ただし、この改正規定中、情報自動受信機能 (my daiz/i コンシェル) に係る部分については、平成 30 年 5 月 30 日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(データ S パック等に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータ S パック (小容量)、データ M パック (標準)、シェアパック 5 (小容量)、シェアパック 10 (小容量)、シェアパック 15 (標準)、ビジネスシェアパック 5、ビジネスシェアパック 10 又はビジネスシェアパック 15 (改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「データ S パック等」といいます。) の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) データ S パック等に関する定額通信料について、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している定額通信料に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)			
シングルパック	ファミリーシングルパック	データ S パック (小容量)	3,500円 (3,780円)	2 GB	20
		データ M パック (標準)	5,000円 (5,400円)	5 GB	20
	ク ビジネスシングルパック	データ S パック (小容量)	3,500円 (3,780円)	2 GB	10
		データ M パック (標準)	5,000円 (5,400円)	5 GB	10

める方法により、情報を自動的に受信できる機能をいいます。	
19～33 (略)	(略)

別表 3～9 (略)

ファミリーシェアパック	シェアパック5 (小容量)	6,500円 (7,020円)	5GB	20
	シェアパック10 (小容量)	9,500円 (10,260円)	10GB	20
	シェアパック15 (標準)	12,500円 (13,500円)	15GB	20
ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	6,500円 (7,020円)	5GB	5
	ビジネスシェアパック10	9,500円 (10,260円)	10GB	10
	ビジネスシェアパック15	12,500円 (13,500円)	15GB	15

(2)データSパック(小容量)又はデータMパック(標準)を選択しているときは、そのX iに係る基本使用料の料金種別はX i シンプルプランを選択することができません。

(3) X i シンプルプランに係るX i が、共有代表回線若しくは共有対象回線でないこと又はデータSパック(小容量)若しくはデータMパック(標準)を選択していることを当社が確認した場合は、そのX iに係る契約者が、当社が別に定める端末設備の種類に応じて、カケホーダイライトプラン又はカケホーダイライトプラン(ケータイ)を選択したものとみなして取り扱います。

(4) (1)から(3)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 経企第1896号(平成29年3月24日)の附則第3項中第2号中「データSパック(小容量)」を「ベーシックパック」に改めます。

F O M A サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]	
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～25 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p>		<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～25 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p>	
通 信 料 の 適 用		通 信 料 の 適 用	
(1)～(7)の2 (略)	(略)	(1)～(7)の2 (略)	(略)
(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア 第2種契約者 (限定利用プランに係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)は、<u>定額通信に係る取扱い ((ア)に規定する定額通信料を支払った場合に、F O M A サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。))に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。以下この欄において同じとします。)</u>に代えて、<u>その定額通信料を適用する取扱いをいいます。</u>又は四段階定額通信に係る取扱い (F O M A サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。))に関する料金について、その月間累計額に代えて、当該料金月における累計課金対象データ量 (クに規定する指定追加データ量、ケに規定する追加データ量及びタに規定する繰越データ量の利用に係るものを除きます。以下(ア)の表中において同じとします。)に応じて(イ)に規定するステップ(以下「データ量ステップ」といいます。)に係る定額通信料を適用する取扱いをいいます。)を選択することができます。この場合において、データ定額パック (定額通信に係る取扱い及び四段階定額通信に係る取扱いを総称したものをいいます。以下同じとします。)には次の(ア)及び(イ)に規定する区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p><u>(ア)定額通信に係る取扱い</u></p>	(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア 第2種契約者 (限定利用プランに係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、F O M A サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。)に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。)を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p>
1 契約ごとに		1 契約ごとに	

区 分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数			区 分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
		<u>次の税抜額（かっこ内は税込額）</u>									
シングルパック	ファミリーシングルパック							<u>データSパック (小容量)</u>	<u>3,500円 (3,780円)</u>	<u>2GB</u>	<u>20</u>
								<u>データMパック (標準)</u>	<u>5,000円 (5,400円)</u>	<u>5GB</u>	<u>20</u>
		ウルトラデータLパック	(略)					ウルトラデータLパック	(略)		
			(略)					(略)			
	ビジネスシングルパック							<u>データSパック (小容量)</u>	<u>3,500円 (3,780円)</u>	<u>2GB</u>	<u>10</u>
								<u>データMパック (標準)</u>	<u>5,000円 (5,400円)</u>	<u>5GB</u>	<u>10</u>
ウルトラデータLパック		(略)					ウルトラデータLパック	(略)			
		(略)					(略)				
ファミリーシェアパック							<u>シェアパック5 (小容量)</u>	<u>6,500円 (7,020円)</u>	<u>5GB</u>	<u>20</u>	
							<u>シェアパック10 (小容量)</u>	<u>9,500円 (10,260円)</u>	<u>10GB</u>	<u>20</u>	
							<u>シェアパック15 (標準)</u>	<u>12,500円 (13,500円)</u>	<u>15GB</u>	<u>20</u>	
	ウルトラシェアパック30	(略)					ウルトラシェアパック30	(略)			

	ビジネスシェアパック	(略)		ビジネスシェアパック	(略)			
					ビジネスシェアパック5	6,500円 (7,020円)	5GB	5
					ビジネスシェアパック10	9,500円 (10,260円)	10GB	10
					ビジネスシェアパック15	12,500円 (13,500円)	15GB	15
		ウルトラビジネスシェアパック30	(略)	ウルトラビジネスシェアパック30	(略)			
		(略)			(略)			

(イ)四段階定額通信に係る取扱い

区 分		データ量ステップ	定額上 限データ 量	定額通信料 (月額)		上 限 回 線 数
				次の税抜額 (かつこ内は 税込額)		
シングルパック	ファミリー シングルパック	ステップ1	1GBまで	20GB	2,900円 (3,132円)	20
		ステップ2	1GB 超え3GB まで	20GB	4,000円 (4,320円)	20
		ステップ3	3GB 超え5GB まで	20GB	5,000円 (5,400円)	20
		ステップ4	5GB 超え20 GBまで	20GB	7,000円 (7,560円)	20
	ビジネス シングルパック	ステップ1	1GBまで	20GB	2,900円 (3,132円)	20
		ステップ2	1GB 超え3GB まで	20GB	4,000円 (4,320円)	20
		ステップ3	3GB 超え5GB まで	20GB	5,000円 (5,400円)	20
		ステップ4	5GB 超え20 GBまで	20GB	7,000円 (7,560円)	20
ファミリー シェア パック	ベーシックシェア パック	ステップ1	5GBまで	30GB	6,500円 (7,020円)	20
		ステップ2	5GB 超え10 GB	30GB	9,000円 (9,720円)	20

		ステップ3	10GB 超え15GB まで	30GB	12,000円 (12,960円)	20
		ステップ4	15GB 超え30GB まで	30GB	15,000円 (16,200円)	20
ビジネスシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ1	5GB まで	30GB	6,500円 (7,020円)	20
		ステップ2	5GB 超え10GB まで	30GB	9,000円 (9,720円)	20
		ステップ3	10GB 超え15GB まで	30GB	12,000円 (12,960円)	20
		ステップ4	15GB 超え30GB まで	30GB	15,000円 (16,200円)	20

イ〜キ (略)

ク データ定額パックを選択している契約者は、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社は、その申出があった日から、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月における定額上限データ量について、増加の申出がデータ量（以下この欄及び(7)の4において「指定追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。

ただし、指定追加データ量を変更する申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

サ〜ソ (略)

タ 当社は、データ定額パック（ベーシックパック及びベーシックシェアパックを除きます。）の適用を受けているFOMAに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GBに満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてサ及びスの規定を適用します。

ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(7)の4に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。

チ〜ト (略)

ナ X i サービス契約約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパック（以下この欄において「X i ベーシックパック等」といいます。）を選択している契約者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結した場合であって、そのFOMA契約の締結と同時にベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択したときは、当社が定める方法により、当該料金月におけるそのX i ベーシックパック等を選択している期間の課金対象データ量とベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している期間の課金対象データ量を合算して料金を算定します。

イ〜キ (略)

ク データ定額パックを選択している契約者は、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社は、その申出があった日から増加後の定額上限データ量（以下「指定定額上限データ量」といいます。）を適用します。

ただし、指定定額上限データ量を変更するときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

サ〜ソ (略)

タ 当社は、データ定額パック（データSパック（小容量）を除きます。）の適用を受けているFOMAに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GBに満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてサ及びスの規定を適用します。

ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(7)の4に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。

チ〜ト (略)

(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有

ア〜オ (略)

カ 共有代表回線と間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、シングルバック等((7)の3に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を選択していないときは、合わせて**ベーシックバック**を選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルバック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。

キ〜セ (略)

ソ 当社は、共有回線群に係る累計課金対象データ量と共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額バックに係る定額上限データ量又は**指定追加データ量**(当該契約約款に規定する付加データ量を加算する取扱いの適用を受けているとき又は(7)の3の規定により繰越データ量の適用を受けているときは、その定額上限データ量又は**指定追加データ量**に付加データ量及び繰越データ量を加算したデータ量とします。)を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間((7)の3のケの規定により1GB加算オプションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、その共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k通信を適用します。

タ〜ハ (略)

(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有

ア〜オ (略)

カ 共有代表回線と間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、シングルバック等((7)の3に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を選択していないときは、合わせてデータMバックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルバック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。

キ〜セ (略)

ソ 当社は、共有回線群に係る累計課金対象データ量と共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額バックに係る定額上限データ量又は指定定額上限データ量(当該契約約款に規定する付加データ量を加算する取扱いの適用を受けているとき又は(7)の3の規定により繰越データ量の適用を受けているときは、その定額上限データ量又は指定定額上限データ量に付加データ量及び繰越データ量を加算したデータ量とします。)を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間((7)の3のケの規定により1GB加算オプションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、その共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k通信を適用します。

タ〜ハ (略)

(7)の5 データ定額バックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割プラス)の適用

ア 当社は、データ定額バック(ケータイバックを除きます。)の適用を受けているFOMA(そのFOMAの契約者名義が個人であるとき及びそのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であるときに限ります。)に係る定額通信料について、サービスステージ(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。この場合において、FOMA契約者がベーシックバック又はベーシックシェアバックを選択しているときは、(7)の3の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

(7)の5 データ定額バックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割プラス)の適用

ア 当社は、データ定額バック(ケータイバックを除きます。)の適用を受けているFOMA(そのFOMAの契約者名義が個人であるとき及びそのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であるときに限ります。)に係る定額通信料について、サービスステージ(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第23条の16(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

サービス ステージ	定額通信料の減額(月額)		
	<u>ベーシックシェアバック(ステップ1)</u>	<u>ベーシックシェアバック(ステップ2)</u>	<u>ベーシックシェアバック(ステップ3)、 ベーシックシェアバック(ステップ4)、 ウルトラシェアパック30</u>
2ndステージ	100円	400円	

サービス ステージ	定額料の減額(月額)		
	<u>シェアバック5(小容量)</u>	<u>シェアバック10(小容量)</u>	<u>シェアバック15(標準)、 ウルトラシェアパック30</u>
2ndステージ	100円	400円	(略)

3rdステージ	200円	600円	(略)	(略)
4thステージ	600円	800円		
プラチナ ステージ	900円	1,000円		

(イ) シングルパックに係るもの

サービス ステージ	定額通信料の減額 (月額)			(略)
	ベーシックパック(ステップ1)	ベーシックパック(ステップ2)	ベーシックパック(ステップ3)、 ベーシックパック(ステップ4)、 ウルトラデータLパック	
2ndステージ	＝	＝	(略)	(略)
3rdステージ	＝	＝		
4thステージ	＝	＝		
プラチナ ステージ	200円	600円		

イ 当社は、データ定額パック（ケータイパックを除きます。）の適用を受けているFOMA（そのFOMAの契約者名義が法人であるとき又はそのFOMAの契約者名義が個人である場合であって、そのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。この場合において、FOMA契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、(7)の3の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第23条の16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

3rdステージ	200円	600円	(略)	(略)
4thステージ	600円	800円		
プラチナ ステージ	800円	1,000円		

(イ) シングルパックに係るもの

サービス ステージ	定額料の減額 (月額)		(略)
	データSパック（小容量）	データMパック（標準）又はウルトラデータLパック	
2ndステージ	＝	(略)	(略)
3rdステージ	＝		
4thステージ	＝		
プラチナ ステージ	600円		

イ 当社は、データ定額パック（ケータイパックを除きます。）の適用を受けているFOMA（そのFOMAの契約者名義が法人であるとき又はそのFOMAの契約者名義が個人である場合であって、そのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第23条の16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額通信料の減額 (月額)			(略)
	ベーシックシェアパック(ステップ1)	ベーシックシェアパック(ステップ2)	ベーシックシェアパック(ステップ3)、 ベーシックシェアパック(ステップ4)、 ウルトラシェアパック30、 ウルトラビジネスシェアパック30	
48か月超え 96か月まで	100円	400円	(略)	(略)
96か月超え 120か月まで	200円	600円		
120か月超え 180か月まで	600円	800円		
180か月超	900円	1,000円		

(イ) シングルパックに係るもの

経過期間	定額通信料の減額 (月額)			(略)
	ベーシックパック(ステップ1)	ベーシックパック(ステップ2)	ベーシックパック(ステップ3)、 ベーシックパック(ステップ4)、 ウルトラデータLパック	
				(略)

経過期間	定額料の減額 (月額)			(略)
	シェアパック5 (小容量) 及び ビジネスシェアパック5 (小容量)	シェアパック10 (小容量) 又は ビジネスシェアパック10	シェアパック15 (標準)、 ビジネスシェアパック15、 ウルトラシェアパック30 又は ウルトラビジネスシェアパック30	
48か月超え 96か月まで	100円	400円	(略)	(略)
96か月超え 120か月まで	200円	600円		
120か月超え 180か月まで	600円	800円		
180か月超	800円	1,000円		

(イ) シングルパックに係るもの

経過期間	定額料の減額 (月額)		(略)
	データSパック (小容量)	データMパック (標準) 又は ウルトラデータLパック	
			(略)

48か月超え	-	-	(略)
96か月まで			
96か月超え	-	-	
120か月まで			
120か月超え	-	-	(略)
180か月まで			
180か月超	200円	600円	

ウ (略)

エ (7)の 3 のソの適用を受ける場合は、アの(ア)又は(イ)で規定する割引額について、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

オ イに規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外の場合はその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算します。

カ 当社が提供する電気通信サービス（当社が定めるものを除きます。）に係る契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結したときのそのFOMA契約に係る経過期間は、契約の解除があったその契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日を含む料金月の翌料金月（その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日が料金月の初日となる場合はその料金月）から起算します。

48か月超え	-	(略)
96か月まで		
96か月超え	-	
120か月まで		
120か月超え	-	(略)
180か月まで		
180か月超	600円	

ウ (略)

エ イに規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外の場合はその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算します。

オ 当社が提供する電気通信サービス（当社が定めるものを除きます。）に係る契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結したときのそのFOMA契約に係る経過期間は、契約の解除があったその契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日を含む料金月の翌料金月（その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日が料金月の初日となる場合はその料金月）から起算します。

(7)の6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(7)の3に規定するものをいい、データSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているFOMAが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するFOMAが特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。この場合において、FOMA契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、(7)の3の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、次表に規定する額の割引を適用します。
ただし、本割引は、1の対象契約につき1のXi又はFOMAに限り適用します。

区 分	データ量ステップ	割 引 額		
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	それ以外のもの	
シングルパック	ベーシックパック	ステップ1	100円	100円
		ステップ2	200円	200円
		ステップ3	500円	800円
		ステップ4	500円	800円
	ウルトラデータLパック	-	(略)	
ウルトラデータLLパック	-	(略)		
ファミリーシェアパック				

(7)の6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(7)の3に規定するものをいい、データSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているFOMAが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するFOMAが特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のXi又はFOMAに限り適用します。

区 分	割 引 額		
	対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	それ以外のもの	
シングルパック	データMパック（標準）	500円	800円
	ウルトラデータLパック	(略)	
	ウルトラデータLLパック	(略)	
ファミリーシェアパック	シェアパック5（小容量）	500円	800円
	シェアパック10（小容量）	500円	1,200円
	シェアパック15（標準）	500円	1,800円

		<u>ベーシックシェアパック</u>	<u>ステップ1</u>	<u>500円</u>	<u>800円</u>
			<u>ステップ2</u>	<u>500円</u>	<u>1,200円</u>
			<u>ステップ3</u>	<u>500円</u>	<u>1,800円</u>
			<u>ステップ4</u>	<u>500円</u>	<u>1,800円</u>
		ウルトラシェアパック30	-	(略)	
		ウルトラシェアパック50	-		
		ウルトラシェアパック100	-		
	ビジネスシェアパック				
		<u>ベーシックシェアパック</u>	<u>ステップ1</u>	<u>500円</u>	<u>800円</u>
			<u>ステップ2</u>	<u>500円</u>	<u>1,200円</u>
			<u>ステップ3</u>	<u>500円</u>	<u>1,800円</u>
			<u>ステップ4</u>	<u>500円</u>	<u>1,800円</u>
		ウルトラビジネスシェアパック30	-		
		ウルトラビジネスシェアパック50	-		
		ウルトラビジネスシェアパック100	-		
		ビジネスシェアパック50	-		
		ウルトラシェアパック30	(略)		
		ウルトラシェアパック50			
		ウルトラシェアパック100			
		ビジネスシェアパック	<u>ビジネスシェアパック5</u>	<u>500円</u>	<u>800円</u>
			<u>ビジネスシェアパック10</u>	<u>500円</u>	<u>1,200円</u>
	<u>ビジネスシェアパック15</u>		<u>500円</u>	<u>1,800円</u>	
	ウルトラビジネスシェアパック30				
	ウルトラビジネスシェアパック50				
ウルトラビジネスシェアパック100					
ビジネスシェアパック50					

	<table border="1"> <tbody> <tr><td>ビジネスシェアパック70</td><td>-</td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック100</td><td>-</td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック150</td><td>-</td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック200</td><td>-</td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック250</td><td>-</td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック300</td><td>-</td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック400</td><td>-</td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック500</td><td>-</td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック700</td><td>-</td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック1000</td><td>-</td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック1500</td><td>-</td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック2000</td><td>-</td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック3000</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	ビジネスシェアパック70	-	ビジネスシェアパック100	-	ビジネスシェアパック150	-	ビジネスシェアパック200	-	ビジネスシェアパック250	-	ビジネスシェアパック300	-	ビジネスシェアパック400	-	ビジネスシェアパック500	-	ビジネスシェアパック700	-	ビジネスシェアパック1000	-	ビジネスシェアパック1500	-	ビジネスシェアパック2000	-	ビジネスシェアパック3000	-	(略)		<table border="1"> <tbody> <tr><td>ビジネスシェアパック70</td><td></td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック100</td><td></td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック150</td><td></td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック200</td><td></td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック250</td><td></td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック300</td><td></td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック400</td><td></td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック500</td><td></td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック700</td><td></td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック1000</td><td></td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック1500</td><td></td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック2000</td><td></td></tr> <tr><td>ビジネスシェアパック3000</td><td></td></tr> </tbody> </table>	ビジネスシェアパック70		ビジネスシェアパック100		ビジネスシェアパック150		ビジネスシェアパック200		ビジネスシェアパック250		ビジネスシェアパック300		ビジネスシェアパック400		ビジネスシェアパック500		ビジネスシェアパック700		ビジネスシェアパック1000		ビジネスシェアパック1500		ビジネスシェアパック2000		ビジネスシェアパック3000		(略)
ビジネスシェアパック70	-																																																								
ビジネスシェアパック100	-																																																								
ビジネスシェアパック150	-																																																								
ビジネスシェアパック200	-																																																								
ビジネスシェアパック250	-																																																								
ビジネスシェアパック300	-																																																								
ビジネスシェアパック400	-																																																								
ビジネスシェアパック500	-																																																								
ビジネスシェアパック700	-																																																								
ビジネスシェアパック1000	-																																																								
ビジネスシェアパック1500	-																																																								
ビジネスシェアパック2000	-																																																								
ビジネスシェアパック3000	-																																																								
ビジネスシェアパック70																																																									
ビジネスシェアパック100																																																									
ビジネスシェアパック150																																																									
ビジネスシェアパック200																																																									
ビジネスシェアパック250																																																									
ビジネスシェアパック300																																																									
ビジネスシェアパック400																																																									
ビジネスシェアパック500																																																									
ビジネスシェアパック700																																																									
ビジネスシェアパック1000																																																									
ビジネスシェアパック1500																																																									
ビジネスシェアパック2000																																																									
ビジネスシェアパック3000																																																									
(7)の7～(25) (略)	イ～キ (略)		(7)の7～(25) (略)	イ～キ (略)																																																					
第3 2～第7 (略)			第3 2～第7 (略)																																																						
第2表～第7表 (略)			第2表～第7表 (略)																																																						
別表1～別表10 (略)			別表1～別表10 (略)																																																						

附 則（平成 30 年 5 月 18 日経企第 489 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 25 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（データ S パック等に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータ S パック（小容量）、データ M パック（標準）、シェアパック 5（小容量）、シェアパック 10（小容量）、シェアパック 15（標準）、ビジネスシェアパック 5、ビジネスシェアパック 10 又はビジネスシェアパック 15（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「データ S パック等」といいます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

- (1) データ S パック等に関する定額通信料について、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している定額通信料に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		定額通信料（月額）	定額上限 データ量	上限 回線数	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）			
シングルパック	ファミリーシングルパック	データSパック （小容量）	3,500円 （3,780円）	2GB	20
		データMパック （標準）	5,000円 （5,400円）	5GB	20
	ビジネスシングルパック	データSパック （小容量）	3,500円 （3,780円）	2GB	10
		データMパック （標準）	5,000円 （5,400円）	5GB	10
シェアパック	ファミリー	シェアパック5 （小容量）	6,500円 （7,020円）	5GB	20

	シェアパック10 (小容量)	9,500円 (10,260円)	10GB	20
	シェアパック15 (標準)	12,500円 (13,500円)	15GB	20
ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	6,500円 (7,020円)	5GB	5
	ビジネスシェアパック10	9,500円 (10,260円)	10GB	10
	ビジネスシェアパック15	12,500円 (13,500円)	15GB	15

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 経企第 1896 号（平成 29 年 3 月 24 日）の附則第 3 項中第 2 号中「データSパック（小容量）」を「ベーシックパック」に改めます。